

# 春日井市消費生活センターだより

## 令和6年度 第1号



令和6年5月

春日井市 市民生活部 市民生活課 消費生活担当発行

### 1. 令和5年度の春日井市での相談概要

令和5年度に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は950件となり、令和4年度の1,043件と比較すると**93件の減少**となりました。しかし、令和5年度に愛知県の消費生活センターで対応した春日井市民からの相談は909件あり、令和4年度の776件と比較すると、**133件の増加**となり、市民の相談件数は増加しております。

令和5年度に多く寄せられた相談は次の表の通りとなります。

順位	相談内容	件数
1	ネットトレード (定期購入以外)	243
2	訪問販売・購入	72
3	定期購入	71
4	電話勧誘販売	57
5	特殊詐欺 (架空請求等含む)	46



ここ数年の傾向として、ネットショッピングに関する相談が非常に多くなっております。3位の定期購入も、動画やSNSでの広告がきっかけとなることが多いので、ネットショッピングの際には、契約条件をしっかりとチェックすることが大切です。また、相場より大幅に安い価格で売られている場合は、偽サイトの可能性もありますので気をつけましょう。

訪問販売や訪問購入は、在宅の可能性が高い高齢者が狙われることが多くなっております。契約を望まない場合は、きっぱりと断ることが大切です。また、もし断れずに契約してしまっても、クーリング・オフが適用できるかもしれないので、消費生活センターにご相談ください。

## 2. 相談員が選ぶ 今注意すべき相談ピックアップ

### ◆出会い系サイトやマッチングアプリに潜む罠



春日井市の消費生活センターでは、若年者を中心に、出会い系サイトやマッチングアプリで知り合った相手に高額な金銭を要求され支払ってしまう相談が急増しております。

未成年が被害に遭うケースも多くなっておりますので、こうしたサイトやアプリの利用には注意が必要です。

相談者：40代女性	
相談内容	未成年の息子が、出会い系サイトで知り合った女性とテレビ電話で会話した際に、相手に言われて顔や体の一部を画面に映してしまい、それを画像として保存されてしまった。相手の女性から、その画像を拡散すると脅されて、家にあったお金で電子ギフト券60万円を購入し、コードを教えた。

相談者：50代男性	
相談内容	未成年の息子が、マッチングアプリで知り合った女性に騙されてプリペイドカードで40万円を支払ってしまった。

相談者：20代男性	
相談内容	マッチングアプリで知り合った女性から、アフィリエイトで儲けるビジネススクールを紹介され、「儲かるようになったら付き合ってもいいよ」と言われたこともあり、消費者金融でお金を借りて、110万円の契約をしてしまった。

春日井市消費生活センター  
春日井市 市民生活部 市民生活課 (3階)  
受付 月曜日～金曜日 (祝日除く)  
午前10時～正午 午後1時～午後3時  
電話 85-6616

取り上げて欲しいテーマ等があれば、上記連絡先にご連絡下さい。